



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



2月9日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室』

お子さんの兄弟げんかに困ってしまう保護者の方も多いのではないのでしょうか。2歳～4歳ごろにはイヤイヤ期を迎えるお子さんも多く、人や物に対して自分の物という所有感覚が生まれてきます。そのため、自分の物という考えを持つことで、おもちゃの取り合いなどのけんかが始まることがあります。けんかはダメだからやめさせるのではなく、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを受け入れたり、子どもなりに学ぶことも多い機会になります。とは言っても、けんかしているとなつて叱ってしまうこともありますよね。子どもは叱られてしまうと、自分で解決するすべを見失ってしまいます。

例えば、「優しくしてあげてね」や「けんかの後はよしよししてあげてね」などと子どもの自立を促す言葉かけをしてあげるといいかもしれませんね。また、兄弟の仲がいいときには、褒めてあげることでけんかが減るかもしれません。

兄弟げんかも成長過程で必要なことだと考えて、危険のないように見守ってあげてください。

『子ども予防接種』

●麻しん風しんワクチン

第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに！)

ハッピー スマイル

とびなが いっせい
飛永 一晴くん
(令和3年5月12日生)

とびなが かずほ
飛永 一穂・花奈さんの長男(福島地区)



人見知りせず活発な一晴くん。すこやかひろばではよく、ハイハイをして動き回っています。最近絵本に興味があり、めくって遊んでいます。声をかけるとニコリ笑ってくれて、その姿がかわいくて癒やされます。これからも健康で素直な子に育ってね。



お子さんがいる家庭の転入 転出時の手続きについて (福祉関係)

お子さんがいるご家庭については、転入転出時に次の手続きが必要となります。必要なものをご確認の上、手続きをお願いします。家庭の状況により手続き内容が異なりますので、詳細については各問い合わせ先にご確認をお願いします。

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
①保育所、認定こども園の利用	教育・保育給付認定申請書、就労証明書、マイナンバーカードなど ※利用を希望する月の前の月15日までに手続きをお願いします。	こども政策係 (内線506、507)
②児童手当の申請	マイナンバーカード、転入時の市町村からの連絡票、請求者名義の通帳など ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをお願いします。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先で手続きをお願いします。	
③児童扶養手当の申請	○転入元で児童扶養手当を受給していた方 ・通帳、児童扶養手当証書 ○新たに児童扶養手当を申請する方 ・確認事項などがありますので、ご相談ください。	
④子ども医療費助成の申請	子どもの健康保険証、保護者名義の通帳、マイナンバーカードなど ※対象は中学生以下です。	
⑤母子および父子家庭等医療費助成の申請	対象者の健康保険証、請求者名義の通帳、マイナンバーカードなど	子育て支援係 (内線505、508)
⑥妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種などの利用	母子健康手帳	
⑦特別児童扶養手当の住所変更	転入前の都道府県で交付された証書 受給者の世帯全員が記載されている住民票	自立支援係 (内線503、504)
⑧障害児福祉手当の住所変更	受給者の世帯全員が記載されている住民票	
⑨身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの転入手続き	現在お持ちの手帳 ※精神障害者保健福祉手帳のみ写真(4×3センチ)	
⑩自立支援医療(精神通院医療)の申請	転入前の都道府県で取得していた受給者証の原本または写し、健康保険証、所得・課税証明書	

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
⑪保育所、認定こども園の退所		こども政策係 (内線506、507)
⑫児童手当の受給資格喪失		
⑬児童扶養手当の住所変更など		
⑭子ども医療費の受給資格証返納	子ども医療費受給資格証	
⑮母子および父子家庭等医療費の受給資格喪失	母子および父子家庭等医療費受給資格証	

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
⑯児童手当の住所変更		こども政策係 (内線506、507)
⑰児童扶養手当の住所変更	児童扶養手当受給資格証	
⑱子ども医療費の住所変更	子ども医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	
⑲母子および父子家庭等医療費の住所変更	母子および父子家庭等医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	

●手続き窓口＝市総合保健福祉センター内福祉事務所(市民病院となり) ●問い合わせ先＝☎72-1123